

岩手県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 6 月 6 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第 116 号

岩手県県税条例施行規則の一部を改正する規則

岩手県県税条例施行規則（昭和 41 年岩手県規則第 12 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後				
<p>様式第130号ウ（第68条関係）</p> <p>[略]</p>	<p>様式第130号ウ（第68条関係）</p> <p>[略]</p> <p><u>様式第130号エ（第68条関係）</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">自動車税納税証明書（継続検査用）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 2px;">登録事項</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">納税証明書有効期限</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">年 月 日</td> </tr> </table> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">年 月 日</p> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;">振興局長 氏 名 印</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="font-size: small;">この証明書は、車検を受ける際に使用するものですから、車検証と一緒に大切に保管してください。</p> </div> </div>	登録事項		納税証明書有効期限	年 月 日
登録事項					
納税証明書有効期限	年 月 日				
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>					

附 則

この規則は、公布の日から施行する。